○四日市市障害者（児）移動支援事業実施要綱

平成２０年３月２６日

告示第９１号

改正　平成２０年６月１２日告示第２９９号

平成２２年３月１９日告示第９４号

平成２３年１月３１日告示第２５号

平成２３年９月３０日告示第３５９号

平成２４年５月３１日告示第２８６号

平成２５年３月５日告示第６８号

平成２６年１月２３日告示第２９号

平成２６年４月１６日告示第１８２号

平成２７年１月１３日告示第１２号

平成２７年５月２１日告示第２８５号

平成２７年１２月７日告示第４７０号

平成３０年４月２４日告示第２９２号

令和元年９月３０日告示第５２８号

令和３年４月１日告示第２５４号

令和６年３月２８日告示第１９１号

（目的）

第１条　この要綱は、屋外での移動が困難な障害者（児）に対し、外出のための支援（以下「移動支援」という。）を行うことにより、当該障害者（児）の地域における生活を支援し、もって社会参加の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（事業の内容）

第２条　事業の内容は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動支援とし、原則として１日の範囲内で用務を終えるものに限る。ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。

２　移動支援については、一人の利用者に対して一人の支援者によって行うものを原則とする。ただし、利用者の安全に十分に配慮して移動支援を行う場合であり、かつ市長が必要と認める場合においては、この限りではない。

第３条　事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当し、屋外での移動に著しい制限のある障害者（児）であって、原則として本市に住所を有するものとする。

(1)　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、同法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に定める両上肢及び両下肢の機能障害を有する１級の全身性障害者

(2)　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１２条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１２条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者

(3)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第５条に規定する精神障害者

(4)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号。以下「施行令」という。）別表に掲げる特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者

（利用の申請及び決定）

第４条　事業を利用しようとする者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、四日市市障害者（児）移動支援事業利用申請書（第１号様式）により市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の申請があったときは、申請者の利用に関する意向その他の市長が定める事項を勘案して利用の適否を決定し、四日市市障害者（児）移動支援事業利用決定（却下）通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定により利用の決定をしたときは、地域生活支援事業受給者証（第３号様式。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（有効期間）

第５条　事業の利用決定の有効期間は、前条第２項による利用決定日から当該日の属する年度の末日までとする。

２　前条第３項の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、有効期間満了後も引き続き利用の継続を希望するときは、前条第１項の利用申請書により有効期間満了日までに改めて市長に申請しなければならない。

（利用の方法）

第６条　受給者は、移動支援を受けようとするときは、第１５条の規定により指定を受けた移動支援を行う事業者（以下「指定事業者」という。）に受給者証を提示し、利用の申込みを行うものとする。

（受給者証等の記載事項の変更）

第７条　受給者は、申請書及び受給者証の記載事項に変更があったときは、四日市市障害者（児）移動支援事業利用申請書等記載事項変更届（第４号様式）により市長に届け出なければならない。

（利用決定の取消し）

第８条　市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、第３条第２項の規定による利用決定を取り消すことができる。

(1)　第３条に規定する対象者でなくなったとき。

(2)　死亡したとき。

(3)　その他申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。

２　市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、四日市市障害者（児）移動支援事業利用決定取消通知書（第５号様式）により受給者に通知するとともに、受給者証の返還を求めるものとする。

（移動支援費）

第９条　市長は、受給者が指定事業者から移動支援を受けたときは、当該受給者に対し当該移動支援に要した費用（以下「移動支援費」という。）を支給する。

２　移動支援費の額は、１月につき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成１９年厚生省告示第５２３号。以下「報酬告示」という。）別表第３の１イからトまでに規定される同行援護サービス費の単位数の規定を用いて算定した単位数に、利用回数及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成１８年厚生労働省告示第５３９号）に掲げる地域区分ごとの同行援護の割合を乗じて得た額から、次条に規定する利用者負担額を控除した額とする。この場合において、外出に必要な交通費等については、移動支援の提供に当たる者に係る分も含めて利用者の実費負担とする。

３　受給者が次の各号に該当するものにあたる場合には、当該各号の規定を用いて前項の単位数を算定する。

(1) 報酬告示別表第３の１注４の２

(2) 報酬告示別表第３の１注４の３

(3) 報酬告示別表第３の１注６

４　１回の移動支援において、支援者の員数を利用者の員数で除したときに１を下回る場合にあっては、利用者ごとに第２項の規定により算定した単位数に１００分の７０を乗じたものを単位数とする。

５　前３項の規定により算定する単位数に端数が生じた場合の処理については、平成１８年１０月３１日障発１０３１００１厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二１（１）の規定によるものとする。

（利用者負担額）

第１０条　受給者は、指定事業者から移動支援を受けたときは、別表に定める利用者負担額を負担し、当該指定事業者に直接支払わなければならない。

（移動支援費の請求）

第１１条　受給者は、移動支援費の支給を受けようとするときは、指定事業者に当該移動支援費の請求及び受領の権限を委任しなければならない。

２　前項の規定により委任を受けた指定事業者は、移動支援が行われた日の属する月の翌月の１０日までに四日市市障害者（児）移動支援費請求書（第６号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に請求しなければならない。

(1)　四日市市障害者（児）移動支援費請求明細書（第７号様式）

(2)　四日市市障害者（児）移動支援サービス提供実績記録票の写し（第８号様式）

(3)　四日市市障害者（児）移動支援サービス　グループ支援確認票（第８号様式の２）

（移動支援費の支給）

第１２条　市長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、移動支援が行われた日の属する月の翌々月の１５日までに、指定事業者に移動支援費を支給するものとする。

２　指定事業者は、前項の規定による支給を受けたときは、受給者に対し移動支援費の領収書を交付しなければならない。

（指定事業者の指定要件）

第１３条　指定事業者の指定を受けることができる事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護を行う事業所の指定を受けている事業者又は介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２項の規定による訪問介護を行う事業所の指定を受けている事業者とする。

（指定の申請）

第１４条　前条の指定要件を満たし、指定事業者としての指定を希望するもの（以下「申請事業者」という。）は、事業を開始しようとする月の前月の１５日までに四日市市障害者（児）四日市市障害者（児）移動支援事業者指定申請書（第９号様式。以下「指定申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（指定審査）

第１５条　市長は、前条の申請があったときは、その内容の審査のうえ、指定の可否を決定し、四日市市障害者（児）移動支援事業者指定決定（却下）通知書（第１０号様式）により申請事業者に通知するものとする。

（変更の届出等）

第１６条　指定事業者は、指定申請書の記載事項に変更があったときは、四日市市障害者（児）移動支援事業者指定申請書記載事項変更届（第１１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　指定事業者は、事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、四日市市障害者（児）移動支援事業廃止（休止・再開）届（第１２号様式）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

（報告等）

第１７条　市長は、移動支援費の支給に関して必要があると認めたときは、指定事業者若しくはその従業者又は指定事業者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、これらのものに対し出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（指定の取消し）

第１８条　市長は、指定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第１５条の指定を取り消すものとする。

(1)　第１３条の規定に該当しなくなったとき。

(2)　移動支援費の請求に関し不正があったとき。

(3)　前条の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(4)　前条の規定による出頭を求められてこれに応ぜず、同条の規定による質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、指定事業者の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(5)　不正の手段により第１５条の規定による指定を受けたとき。

（補則）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年６月１２日告示第２９９号）

この要綱は、平成２０年７月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月１９日告示第９４号）

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年１月３１日告示第２５号）

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年９月３０日告示第３５９号）

この要綱は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則（平成２４年５月３１日告示第２８６号）

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正前の四日市市障害者（児）移動支援事業実施要綱第４条の規定により利用決定を受けた者のこの要綱の適用の日前に係る移動支援費の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成２５年３月５日告示第６８号）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１月２３日告示第２９号）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年４月１６日告示第１８２号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則（平成２７年１月１３日告示第１２号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成２７年１月１日から適用する。

附　則（平成２７年５月２１日告示第２８５号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則（平成２７年１２月７日告示第４７０号）

この要綱は、平成２８年１月１日から施行する。

附　則（平成３０年４月２４日告示第２９２号）

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の四日市市障害者（児）移動支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に新要綱第４条第２項による利用の決定を受ける者に適用し、改正前の四日市市障害者（児）移動支援事業実施要綱第４条第２項による利用の決定を受けた者については、なお従前の例による。

附　則（令和元年９月３０日告示第５２８号）

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日告示第２５４号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２８日告示第１９１号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 受給者の区分 | 負担上限月額 |
| １　２に掲げる者以外の者 | １月における利用者負担額の上限額は、９，３００円（１８歳未満の児童については、４，６００円）とする。ただし、当該月の基準額の１００分の１０を乗じて得た額が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。 |
| ２　施行令第１７条第１項第４号に該当する者 | ０円 |

（様式略）